決裁区分	部長	課長	課長補佐	担当技幹	起案	分類	０・２・４
丙	谷屋	諸星	志村	山口	志村	起案	23・ 7・ 1
						決裁	23・ 7・ 1
						施行	・ ・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	□ 平成　　年度 第　　回 本部会		
	□ 平成　　年度 第　　回		プロジェクトチーム
	■ 平成 23 年度 第 1 回 シンボル事業③調整		ワーキンググループ
開催日時	平成 23 年 7 月 1 日 （ 金 ） 午 前 9 時 0 分 ～ 午 前 10 時 30 分		
開催場所	本庁舎議会第４会議室		
出席者	公共施設再配置推進課長（グループリーダー）	市民自治振興課主任主事（市民活動支援担当）	
	こども育成課課長補佐（こども育成担当）	高齢介護課主査（在宅高齢者支援担当）	
	財産管理課主事（財産管理担当）	北公民館長	
	事務局	公共施設再配置推進課課長補佐（公共施設再配置推進担当）	公共施設再配置推進課施設保全調整担当技幹
議　題	１　今後のスケジュールについて		
	２　事業展開のための諸課題について		
	３　その他		
配付資料	資料１　秦野市公共施設再配置計画推進会議体系図		
	資料２　シンボル事業③進行イメージ		
	資料３　今後のスケジュール案		

会　議　結　果

① 使用料の標準モデルとは、何を対象とするのか。
⇒ 自治会館を開放する際に、目安となる金額を示すものである。

② 土地や建物を自治会に譲渡した場合、固定資産税はどうなるのか。
⇒ 減免となる。

③ こども館は基本的に無料施設なので、曽屋ふれあい会館の機能を補完するとなれば、使用料をどうするのか検討が必要。また、道路拡幅の関係で、駐車場も狭くなる。

④ いろいろな課題が出ると思うが、前向きに計画を実現させるという視点で、課題は解決していきたい。

⑤ 児童館機能を公民館で補完する場合や、曽屋ふれあい会館の機能をこども館で補完する場合など、新たに改修工事が必要となる場合もあるが、必要な投資はしっかりと行っていきたいと考えている。何でも減らすだけではない。それが再配置の考え方である。

⑥ 開放型自治会館への建替えや転換については、現行の補助制度等に加え、何らかの支援を行うことを検討する必要がある。

⑦ 曲松児童センターや末広ふれあいセンターも地域への譲渡の対象なのか。
⇒ あくまでも小規模なものだけを考えている。

⑧ 市史編さん担当の移転については、担当を召集して協議する必要がある。

⑨ 今日の説明でわからないこと、また、新たに気づいた課題などは、様式を送付するので、課内で話し合って取りまとめ、提出してほしい。

備考	